

「関市武芸川健康プール」指定管理者候補者（優先交渉権者）の選定について

「関市武芸川健康プール」の指定管理者に応募した応募者に対し、関市指定管理者審査委員会審査委員によるヒアリング審査を行った結果、次のとおり指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定しました。

【審査委員会開催日】

令和6年10月22日（火）

【審査委員会の名簿】

	氏名	備考
委員長	森川 哲也	関市 副市長
委 員	土屋 昭代	社会保険労務士
委 員	古田 麻美	税理士
委 員	若生 幸也	(株)日本政策総研 理事長
委 員	水野 一生	関市 財務部長
委 員	森 慎二	関市 健康福祉部次長

【応募者数】

1 者

【選定結果】

優先交渉権者

TDD 武芸川健康プール共同事業体

代表企業：トータルバランス株式会社（岐阜県岐阜市）

構成企業：ドルフィン株式会社（岐阜県岐阜市）

株式会社ドゥメンテックス（岐阜県岐阜市）

順位	候補者名	指定管理料の金額	委員会からの 「適」獲得数
優先交渉権者	TDD 武芸川健康プール共同事業体	124,000千円	5

出席委員数：5名

項目別評価

項 目	1.事業計画の内容	2.団体の能力	3.収支計画	4.全 体
「適」判定	40 項目 / 40 項目中	15 項目 / 15 項目中	15 項目 / 15 項目中	5 項目 / 5 項目中

【選定基準】

応募者が 1 者のみのため「適・否」判定とします。評価は、各項目ごとに概ね 6 割以上満たす場合は「適」と評価し、総合評価に「適」を付けた委員が過半数以上の場合は優先交渉権者とします。

各審査項目及び総合評価に「適」をつけた委員が過半数以上に満たない場合は、市と事業者で「個別協議」を行います。

【選定理由】

審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行い評価した結果、全審査項目及び総合評価に「適」を付けた委員が過半数以上を確保したため、応募者を優先交渉権者として選定しました。

TDD 武芸川健康プール共同事業体の提案は、全審査項目において高評価を得ており、効果的な取組みを実施することが見込まれることから、優先交渉権者とします。